5町の町民運動会は地域運動会として実施！

(47) 社会教育事業

・各種スポーツ大会について

具体的な調整内容

① 5町で開催している地域に根ざし、町民に定着している運動会については、それぞれ地域運動会として、現行どおり実施するものです。

② 県内外から参加者を募集する、次の7つの大会については、新市の大会として実施するものです。

- 南日本小学生バレーボール大会
- 南日本チビっ子サッカー大会
- 火の島カップソフトバレーボール大会
- ランニング桜島大会
- 全九州卓球まつもと選手権大会
- 西日本中学校選抜オープン卓球大会
- フェスタ松元ソフトバレーボール大会

③ その他の大会は、17年度から廃止するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
5町のスポーツ大会については、実施主体等について合併時までに調整する。

・図書館について

具体的な調整内容

喜入町町民会館内に設置されている喜入町立図書館については、合併時に地域公民館図書室として引き継ぐものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針（抜粋）
喜入町の図書館については喜入校区公民館図書室とし、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとする。

・公民館の設置について

具体的な調整内容

喜入町については、喜入町町民会館を地域公民館とし、将来新たな地域公民館の設置を検討するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針（抜粋）
喜入町については、当面、喜入地区公民館を地域公民館に準じた施設とし、将来、地域公民館の設置を検討する。

3,595人が健脚を競い合ったランニング桜島第24回大会（桜島町）

(11) 慣行（都市宣言）の取扱い

「図書館について」及び「公民館の設置について」は、喜入町町民会館を地域公民館とすることから、それぞれ調整内容を変更したものです。
【3面下段：複合施設等（町民会館等運営委員会）参照】

・青色申告の町について

具体的な調整内容

喜入町が掲げた「青色申告の町宣言」の経緯を踏まえ、税務行政において税務署等と連携する中で、青色申告制度の普及にさらに努めていくものです。

・親せつの町宣言について
・健康のまち宣言について
・「青少年健全育成宣言のまち」松元町について
・生涯学習の町宣言について

具体的な調整内容

新市まちづくり計画の基本目標に掲げてある項目の中で、これらの宣言の主旨と同様な施策があることから、宣言の主旨を引き継いで全市的に展開するものです。

・卓球のまちまつもとについて

具体的な調整内容

松元町で開催している全九州卓球まつもと選手権大会、西日本中学校選抜オープン卓球大会は、松元町が掲げた「卓球のまち」宣言の主旨を引き継いで、当該地域で開催するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
宣言は廃止するが、歴史的経過等を踏まえ、その取扱いについて合併時までに検討するものとする。

▶県卓球連盟が山口・沖縄県を含んだ九州各県の上位チームを選抜して、毎年4月と8月に鹿児島県大会を開催（松元町平野岡健康づくり公園内体育館）

(16) ごみ処理事業

・資源物の処理体制について

具体的な調整内容

合併時に5町とも鹿児島市の制度に統合するものとし、資源物の中間処理については、次のとおりとするものです。

① 古紙類は、民間委託により処理するものです。

② 缶・びん、ペットボトル及びプラスチック容器類は、鹿児島市のリサイクルプラザにおいて処理するものです。

15年度の鹿児島市の実績を踏まえ再検討した結果、現行のリサイクルプラザで全量処理可能と判断したことから、調整内容を変更したものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
松元町、郡山町については、合併時に鹿児島市の制度に統合する。（直営と委託の併用）
吉田町、桜島町、喜入町については、現行どおりとする。

(19) 上・下水道事業

・水道事業（工事関係分担金）について

具体的な調整内容

松元町及び郡山町の工事関係分担金については、16年度に当該分担金を徴収すべき事業がないことから、合併時に廃止するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
合併する年度の翌年度に廃止する。
合併する年度は現行どおりとする。

(23) 一部事務組合等の取扱い

・消防業務について
・介護保険業務について
・ごみ処理業務について
・斎場の管理・運営業務について
・し尿処理業務について

具体的な調整内容

各町は、それぞれ加入している一部事務組合等を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐものとします。

脱退に伴う一部事務組合等の規約変更及び財産処分等については、各町において組合等構成団体と協議のうえ、合併時までに議会に提案するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針（抜粋）
各町は、それぞれ加入している一部事務組合等を合併の日の前日をもって脱退し、業務は合併後の市に引き継ぐことを基本に合併時までに調整するものとする。

地域下水道料金比較表

（単位：円）

排除汚水量（㎥）	合併前 吉田町 地域下水処理事業（1ヵ月）	合併前 松元町 地域し尿処理事業（1ヵ月）	合併後 鹿児島市 地域下水道事業（1ヵ月）	吉田町と鹿児島市との差額 1ヵ月	吉田町と鹿児島市との差額 年間	松元町と鹿児島市との差額 1ヵ月	松元町と鹿児島市との差額 年間
10	1,410	840	840	△ 570	△ 6,840	0	0
20	2,150	1,753	1,753	△ 397	△ 4,764	0	0
30	2,990	2,667	2,667	△ 323	△ 3,876	0	0
40	3,930	4,011	4,011	81	972	0	0
50	4,980	5,355	5,355	375	4,500	0	0
60	6,140	6,762	6,762	622	7,464	0	0
80	8,450	9,576	9,576	1,126	13,512	0	0
100	10,760	12,390	12,390	1,630	19,560	0	0
150	17,060	21,577	21,577	4,517	54,204	0	0
200	23,360	30,765	30,765	7,405	88,860	0	0
250	29,660	39,952	40,845	11,185	134,220	893	10,716

（注）金額は消費税込み

～水道料金の格差是正と同様の考え方で調整～

吉田町では、排除汚水量が30㎥までは下水道料金は低くなりますが、40㎥を超えると高くなることから、水道料金の格差是正と同様の考え方で、17年度から19年度までの3年間に限り段階的調整を行うものです。

（使用料の経過措置の内容）
- 17年度は、合併前の吉田町地域下水処理事業及び松元町地域し尿処理事業と合併後の鹿児島市地域下水道事業との料金格差の3／4を減額した金額とする。
- 18年度は、上記料金格差の2／4を減額した金額とする。
- 19年度は、上記料金格差の1／4を減額した金額とする。

(19) 上・下水道事業

・地域下水道事業について

具体的な調整内容

合併時に地域下水道事業として再編するものです。

ただし、使用料等については、16年度は現行どおりとし、制度の再編により負担が増加する使用者に対し、17年度から19年度までの間に限り段階的調整を行うものです。

【左下（経過措置の内容）を参照】

また、吉田町及び松元町の基金については、合併時に廃止したうえで、合併後の市において新たに基金を設置して引き継ぐものです。

※ 第7回合併協議会（15年8月）で調整方針を確認する時点では、事務事業名を「吉田町地域下水処理事業」としていましたが、その後、「松元町地域し尿処理事業」が16年4月から新規に供用開始したことに伴い、同様の事業として新たに調整する必要が生じたため、「地域下水道事業」と変更したものです。

(32) 交通関係事業

・自動車航送料助成について
・自家用自動車通勤費助成について

具体的な調整内容

自動車航送運賃の回数券を見直すもので、車の長さが3m以上4m未満及び4m以上5m未満の2つの車種については、現行の運賃の30倍の額で36枚綴りの回数券を廃止し、新たに同額で42枚綴りの回数券を設定するものです。

この2つの車種の割引率は、現行の16・7％から28・6％に拡大されることになります。

【参考】
協議会で確認された調整方針
合併時に廃止する。
合併時までにフェリー事業者において、割引制度の拡充などを検討する。このことにより、利用者負担が軽減されることになる。

(42) 使用料及び手数料の取扱い

・農業用水給水施設使用料について

具体的な調整内容

① 桜島町の5ケ所の施設の使用料は現行どおりとするものです。

② 喜入町の流下式の2ケ所の施設の使用料は現行どおり無料とするものです。

③ 喜入町のボーリングを行い整備した2ケ所の施設の使用料は、桜島町を基本にして16年度中に設定するものです。

農業用水給水施設使用料については、当初、桜島町の農業用水施設のみということで調整していましたが、喜入町にも同様の施設があることが確認されたので、管理については桜島町と同様、引き続き市の直営で管理することとし、使用料については、喜入町の施設を加えることにより調整方針を変更するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
現行どおりとする。

・青少年育成館使用料について

具体的な調整内容

合併時までに廃止するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
現行どおりとする。

吉田町の青少年育成館は、「地域ぐるみで青少年健全育成町民運動を展開し、青少年教育の充実を図る」ため、昭和57年に条例設置され、町教育委員会の所管となっていますが、現在、吉田町大原地区のコミュニティ施設として無料で利用されています。

このような状況を踏まえ、現在利用している大原地区住民へのサービス低下にならないよう、また、地域の人々がこれまでと同様に利用できるよう、吉田町において、この施設を合併時までに地域に無償譲渡するものです。

▶これまでどおり大原地区のコミュニティ施設として活用される吉田町青少年育成館

・喜入の森管理業務について

具体的な調整内容

喜入の森は、都市計画区域外に位置することから、都市計画区域法に基づいて都市公園の設置及び管理を規定している「鹿児島市公園条例」を適用できないため、その管理運営については、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として設置及び管理する条例を定めるものです。

使用料については、現行どおりとするものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
合併時に新たな制度を制定し、再編する。（家畜貸付については、現行の住民サービスを低下させないことを基本に調整するものとする。）

15年度の鹿児島市の実績を踏まえ再検討した結果、現行のリサイクルプラザで全量処理可能と判断したことから、調整内容を変更したものです。

・高齢者等家畜導入事業について

具体的な調整内容

① 高齢者等肉用牛導入事業については、3町の基金を鹿児島市の高齢者等肉用牛導入基金に繰入れ、現行どおり実施するものです。

② 3町が独自に実施している家畜の貸付制度は、基金を廃止し、購入資金を貸付ける事業として実施するものです。

喜入の森は、農林水産業関係事業として現行どおり引き継ぐことと確認されていましたが、キャンプ施設や多目的広場など公園的な利用がなされていることから、公園として引き継ぐものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
現行どおりとする。

54.3haの広大な森には手つかずの自然がいっぱいです（喜入の森の遊具施設と管理棟：喜入町）

(46) 学校教育事業

・公立幼稚園児の送迎について

具体的な調整内容

松元町の送迎バスについては、現行どおり運営するものです。

ただし、保護者の負担については、16年度に制度の適用を受けている者については卒園時まで無料とし、17年度以降に新たに送迎バスを利用する者については自己負担制度を設けるものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針（抜粋）
松元町の送迎バスについては存続させるが、運営方法等については合併時までに調整する。

(9) 条例、規則等の取扱いについて

具体的な調整内容

合併に伴う条例の新規制定及び一部改正等については、合併協議会において確認された調整内容を踏まえ、16年第3回鹿児島市議会定例会（9月議会）へ提案するものです。

また、関連する規則等の新規制定及び一部改正等については、条例の議決後、所要の手続きを行うものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
鹿児島市の条例、規則等を適用する。
ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、所要の措置を行うものとする。

(48) その他事業

・複合施設等について

【4面に主な施設の概要を掲載】

○さくらじま白浜温泉センター
○喜入町マリンピア喜入施設
○温泉活用型スパランド裸・楽・良
○国民宿舎レインボー桜島・桜島マグマ温泉
○松元町平野岡健康づくり公園
○郡山町総合運動公園

具体的な調整内容

施設の管理運営及び施設の使用料、利用料等については、現行どおりとするものです。

なお、一般浴場入浴料については現行どおりとしますが、70歳以上の高齢者等の使用料については減免するものです。

○吉田町輝・楽・里・よしだ館
○桜島町火の島めぐみ館
○郡山町八重の里・竹林公園

具体的な調整内容

これらの施設については、現行どおり農産物直売施設として使用しますが、それぞれの施設の利用組合へ普通財産として無償貸付を行い、貸付を受けた利用組合が管理運営を行うものです。

○桜島町桜島旬彩館

具体的な調整内容

管理運営については、現行どおりとするものです。

○八重山公園

具体的な調整内容

都市計画区域外に位置することから、都市公園法に基づいて都市公園の設置及び管理を規定している「鹿児島市公園条例」を適用できないため、その管理運営については、地方自治法第244条に規定する「公の施設」として設置及び管理する条例を定めるものです。

使用料については、現行どおりとするものです。

・町民会館管理運営

具体的な調整内容

喜入町町民会館は、地域公民館とするものです。

また、結婚式場（2階の一部）については、地域公民館の会議室等として利用することから、合併の日の前日をもって廃止するものです。

【参考】
協議会で確認された調整方針
現状を踏まえ、合併時までに今後の運営方法について調整するものとする。

▶合併後は喜入地域住民の地域公民館として運営される喜入町町民会館

【参考】
協議会で確認された調整方針（抜粋）
5町の複合施設については、合併時に鹿児島市に引き継ぐものとし、現行の住民サービス水準を低下させないことを基本に合併時までに調整するものとする。

◆合併に係る補正予算の取扱いについて

合併に係る補正予算については、合併協議会において確認された調整内容を踏まえ、16年第3回鹿児島市議会定例会（9月議会）へ提案することとしています。

鹿児島地区合併協議会の廃止について

鹿児島地区合併協議会は、1市5町の議会の議決を経て、15年1月に法定合併協議会として設置され、16年3月には合併協定調印を行い、その後、1市5町の議会における合併関係議案の議決、6月28日の県知事の合併決定、7月16日の総務大臣告示という法的な手続きを終了し、16年11月1日の合併が決定しました。

このことにより、当協議会は、合併の日の前日（10月31日）をもってその役割を終了することとなります。

各市町の9月議会に廃止議案を提案

合併協議会の廃止については、協議会を設置した時と同様、地方自治法の規定に基づき、1市5町の議会の議決が必要になることから、各市町の9月議会に合併協議会の廃止議案を提案することになります。